

日本国籍者の日本帰国時の陰性証明書の義務付けについて

令和3年1月9日

1月13日午前0時以降、日本国籍者も帰国時にPCR陰性証明書の提示が求められます。

1. 1月8日の緊急事態宣言発出に伴い、我が国水際対策措置が強化され、1月13日午前0時（日本時間）以降に一時帰国・帰国のため日本に入国する日本国籍者に対しても、新たに、出国前72時間以内に受検したPCR検査陰性証明の提出を求める決定がなされました。

つきましては、次週以降の便で日本に一時帰国・帰国予定の方は、キルギス出国前72時間以内に受検したPCR陰性証明書を取得願います。

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210108.pdf

2. 下記URL（「有効な「出国前検査証明」フォーマット」にもありますように、我が国が求める採取検体は「鼻咽頭ぬぐい液（Nasopharyngeal Swab）」又は「唾液（Saliva）」に限られており、「鼻腔（Nasal Swab）」・「咽頭（Throat Swab）」のうちひとつのみでは水準を満たしておりませんのでご注意ください。また、検査証明の形式（フォーマット）についても必要情報が定められておりますのでご注意ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り16番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>